



国際ロータリー
2020年決議審議会

決定報告書

2020年10月15日～11月15日

2020年11月

ロータリアンの皆さまへ

皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

2020年10月15日から11月15日までの間、国際ロータリーの決議審議会がオンラインで行われました。RI細則9.150.1.項に従い、審議会の決定報告書をお送りいたします。

今回の決議審議会には、30件の決議案と1件の制定案が提出され、11件の決議案と1件の制定案が採択されました。採択された決議案のうち、RI理事会への推奨が9件、ロータリー財団管理委員会への推奨が2件でした。理事会と管理委員会は次回の会合でこれらの決議案を検討します。制定案は、1カ月後に有効となります。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則7.090.3.3.項に準拠し、クラブは本書式を用いて、採択された制定案のみに対して反対を表明することができます。決議案に対する反対を表明することはできません。

漏れなく記入された書式は、2020年12月23日までに審議会業務部に提出しなければなりません。各クラブは、採択された制定案20E-01に反対する場合にのみ、本報告書末部の書式に記入し、ご返信ください。クラブが2020年決議審議会の決定に反対しない場合には、何も提出する必要はありません。

稀なケースですが、制定案に対して必要数の反対票が提出された場合、その制定案は一時保留とみなされます。全ロータリークラブの投票はRI細則9.150.節の規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の制定案が無効となるかまたは再び有効となるかが決まります。

決議審議会または採択された案件に関するご質問は、審議会業務部 (council_services@rotary.org) にお問い合わせください。次回の決議審議会に決議案を提出する期限は、2021年6月30日です。

よろしく願いいたします。

国際ロータリー
審議会業務部スーパーバイザー
サラ・クリステンセン (Sarah Christensen)

立法案

立法案 番号	案件	票数	ページ 番号
20E-01	審議会議員について改正する件	296 - 156	1
20R-02	ロータリーの理念を基にした行動の重要性を強調することを検討するよう RI 理事会に要請する件	277 - 175	3
20R-03	ロータリーの価値として専門能力開発を再導入することを検討するよう RI 理事会に要請する件	315 - 136	4
20R-10	ロータリー青少年交換の関連組織に年次財務報告書の提出を義務付けることを検討するよう RI 理事会に要請する件	309 - 143	6
20R-11	ロータリーにおけるローターアクターの地位を見直すことを検討するよう RI 理事会に要請する件	393 - 61	7
20R-12	RI 理事会の権限がクラブ、ローターアクトクラブ、地区の権限と不公平にかけ離れないよう RI 理事会に要請する件	308 - 144	8
20R-13	ロータリーのウェブサイトや電子メール技術を視覚障害者やその他の障害者にとってより使いやすくし、その技術をクラブに普及させることを検討するよう RI 理事会に要請する件	330 - 120	10
20R-14	地区レベルの職業関連の委員会を再導入することを検討するよう RI 理事会に要請する件	252 - 202	11
20R-15	地域リーダー候補を推薦する委員会の設立を検討するよう RI 理事会に要請する件	295 - 155	13
20R-16	事務総長の任期が 10 年を超えないよう制限する立法案の提出を検討するよう RI 理事会に要請する件	268 - 180	15
20R-25	プラスチックのごみと残留物の防止と除去のための方策を含めることを検討するよう管理委員会に要請する件	255 - 200	17

立法案 番号	案件	票数	ページ 番号
20R-31	地区が国際財団活動資金の上乗せ資金が使用されない 奨学金を授与する際、地区独自の奨学金基準の使用を 認めることを検討するよう管理委員会に要請する件	229-220	19
	立法案反対表明書式		21

緊急制定案 20E-01

審議会議員について改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 24 ページ)

2

3 第 9 条 審議会の構成と手続

4

5 9.110. 審議会役員

6 審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家 (parliamentarian)、および幹
7 事である。審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、審議会の直前年度に次
8 期会長により選出され、3 年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。
9 事務総長は役員の名をすべてのクラブに公表するものとする。議長および副議長
10 は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ
11 以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

12

13 9.110.6. 投票権のない議員

14 会長、会長エレクト、~~理事会により選出された理事 1 名、理事会のほかのメンバー~~、およ
15 び事務総長は、審議会の投票権を有しない議員である。管理委員会の選んだ TRF 管
16 理委員 1 名は、審議会の投票権を有しない議員である。

(本文終わり)

趣旨と効果

17 規定審議会の案件 19-112 は、会長、会長エレクト、理事会の理事 1 名が今後の審議
18 会で発言できるよう RI 細則を改正し、元会長が審議会メンバーとなれるという過去の規
19 定を削除した。述べられた趣旨は、あまりにも多くの投票権を有さない理事や元会長が
20 出席することに伴い過剰に発生すると見受けられた旅費と宿泊費を削減することであつ
21 た。歴史的にみると、理事会は規定審議会の前にエバンストンで通常の理事会会合を
22 開き、規定審議会への準備を行ってきた。また、規定審議会による決定に対応するた
23 め、規定審議会中と規定審議会後にも会合を開いた。2022 年規定審議会の際にもこ
24 れと同じこととなる。

25

26 19-112 の採択による意図せぬ結果として、投票権のない議員として規定審議会に出席
27 することが承認された 3 名の理事会メンバーに重い負担が課されるだろうと思われる。
28 過去 20 年間、理事会は毎回の規定審議会に 10~28 件の立法案を提出し、各案件を
29 理事会メンバー 1 名が担当してきた。19-112 の結果、19 名の理事会メンバーがそれぞ

1 れ案件を担当するのではなく、すべての理事会案件を3人の理事会メンバーが担うこと
2 となる。
3
4 よって本緊急制定案は、審議会議員としてすべての理事を復帰させることを目的とす
5 る。
6
7 理事は規定審議会中に立法案を提案し、それについて発言するほか、重要な戦略的、
8 運営的、歴史的見解を説明する。理事によるこの役割によって、代表議員が立法案に
9 ついて決定・投票するための審議において追加的な情報を提供できるという利点があ
10 る。規定審議会の歴史を通じ、会長、会長エレクト、理事全員が投票権のない議員とな
11 ってきた。このシステムは、審議会議員が、理事会を構成する多様なロータリアンがもた
12 らす知識や見解に触れることを可能としてきた。

財務上の影響

13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。規
14 定審議会の出席者にかかる経費の大半は、航空券、宿泊費、食費である。歴史的に見
15 て、理事会は規定審議会の前にエバンストンで4月の理事会会合を開いてきたほか、
16 規定審議会による決定に対応するため、規定審議会会場で、規定審議会中と審議会
17 後にも会合を開いてきた。よって、規定審議会に追加の理事が出席するための経費
18 は、宿泊費と食費の増額分であるが、これは最小限となると思われる。

決議案 20R-02

ロータリーの理念を基にした行動の重要性を強調することを検討するよう RI 理事会に
要請する件

提案者: 千葉ロータリークラブ(第 2790 地区、日本)

承認者: 第 2790 地区クラブ投票(2020 年 6 月 17 日)

- 1 ロータリーの一部にはロータリー理念を追求する団体だと考える意見も強く、「Take
2 Action」に対する疑念のために、さらにロータリー理念の議論が続く傾向がある。
3
4 国際ロータリー定款 4 条および標準ロータリークラブ定款第 5 条の「目的」の前文の「意義
5 ある事業」の「事業(enterprise)」を企業、商売と捉えてロータリーの基本を職業奉仕理念の
6 追求に置くとする意見も根強いので「Take Action」を奨励する RI に不信を抱く傾向もみら
7 れる。
8
9 「目的」の前文の「事業(enterprise)」は企業や商売、職業ではなく、活動(activities)を意
10 味することは、2019 年規定審議会の制定案 19-10「ロータリーの目的の前文を改正する
11 件」で 320 票の支持(184 票の反対)を得たことで明白であり、この提案が 3 分の 2 以上の
12 賛成を必要とする RI 定款への変更を求めるものでなければ、採択され得たことが想像で
13 きる。
14
15 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーに強く求められ
16 ているのはロータリー理念を基にした行動であることを強調するよう検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 17 この提案は「Take Action」が今以上に広く受け入れられることにより活動が更に活発に
18 なる効果が期待できる。活動が活発になれば退会者は減少し、公共イメージとブランデ
19 イングが向上し、入会者の増加につながると考えられる。

財務上の影響

- 20 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 20R-03

ロータリーの価値として専門能力開発を再導入することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: Paris 20ème Service & Industrie ロータリークラブ
(フランス、第 1660 地区)
承認者: 第 1660 地区大会(フランス、Île-de-France)にて承認
(2020 年 6 月 15 日)

- 1 ロータリーの当初の目標の一つは、会員の専門能力開発を支援することだった。
- 2
- 3 近年、世界的な会員数の停滞とロータリアンの平均年齢の上昇が顕著になってきてい
- 4 る。
- 5
- 6 会員数の成長を遂げていない国におけるあらゆる手段での入会促進は、新会員の数を
- 7 大幅に増やすことなく、会員の質を低下させてきた。
- 8
- 9 若いリーダーがロータリーに入会していないことは、ロータリーが若いリーダーにとって
- 10 魅力がないことを示している。
- 11
- 12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、倫理と奉仕を優先する
- 13 と同様に、ロータリーの価値として、会員の専門能力開発を再導入することを検討するも
- 14 のとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 15 私たちはしばしば、若い職業人の意欲の欠如や時には個人主義、または高い会費を理
- 16 由として、これらの人びとの入会促進の難しさを説明する。しかし、ローターアクターの
- 17 多くはロータリーに入会していない。専門職者の組織(BNIや Dynabuy など)は、会費
- 18 を伴う会員の勧誘に成功している。ロータリーは、会費や若い職業人の多忙な生活に
- 19 おける時間的コミットメントにより、このような組織と比較して遅れを取っている。ロータ
- 20 ーが再び第一の選択肢となるには、専門能力開発を主要な目標の一つとして再び採用
- 21 することが望ましいと思われる。しかし、ロータリアンの中には、ロータリーの価値におい
- 22 て専門能力開発が適切な位置を占めることを望んでおらず、このことがロータリーを非
- 23 政府組織のように見せている。財団を通じた人道的プロジェクトに力を入れ、高い倫理
- 24 観を強く求めるロータリーが、会員の専門能力開発も支援していることを、クラブは躊躇
- 25 することなく宣言する必要がある。これが実現することで、ロータリーの奉仕に触発され、

1 職業上の目標やより強固な資格の獲得に魅力を感じ、人脈に関心を引かれ、より経験
2 豊富なロータリアンとのネットワーク作りの可能性に関心をもつ、若い積極的な会員が再
3 び集まるだろう。現在、当地区には、そうした精神をもったクラブがいくつか作られてお
4 り、その成長は、そうした道が適切かつ価値あるものであることを示している。入会しない
5 ことの典型的な理由、つまりお金や時間がないという理由を挙げることは、単に問題の
6 真の原因から注意をそらすための辻褃合わせにすぎない。奉仕の理念に関心を抱く若
7 いリーダーは、職業上の達成にも魅力を感じており、包括的でよく統合された組織の一
8 員となり、強力かつ信頼性の高いネットワークへのアクセスを信頼し、かつ信頼を託され
9 ることを希望している。ロータリーの中核的価値観として専門能力開発を確立すること
10 で、成功のための最善の条件を整えよう。

財務上の影響

11 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
12
13 専門能力開発は RI 理事会の最優先事項の一つであり、このことは次のかたちで実行さ
14 れている。
15 1. リーダーシップ開発とスキル研修を提供することによって参加者の参加の度合い
16 を高めることが、行動計画における優先事項の一つとなっている。
17 2. 変革管理と争いの解決を含む、多くの専門能力開発コースが、ロータリーのラー
18 ニングセンターにある。
19 3. 会員がネットワークを広げ、リーダーシップとコミュニケーションのスキルを高め、
20 地域社会でのインパクトを高める機会として、ロータリーはトーストマスターズとの
21 アライアンス(協力関係)を締結している。

決議案 20R-10

ロータリー青少年交換の関連組織に年次財務報告書の提出を義務付けることを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: 第 3510 地区(台湾)

承認者: 第 3510 地区大会(台湾、Kaohsiung)にて承認(2020年6月27日)

- 1 ロータリーは、青少年交換プログラムを通じて、世界中の青少年を支援する活動を行っ
2 ている。
3
4 世界には、ロータリー青少年交換プログラムに参加し、同プログラムを推進している独立
5 した組織が数多くある。
6
7 各組織が健全な財務体制を有することが望ましい。
8
9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、有資格の会計士による
10 監査を受けた年次財務報告書を RI と関連地区に提出することを、ロータリー青少年交
11 換と提携する各独立組織に義務付けることを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 12 監査済みの財務報告書が毎年 RI と関連地区に提出されることにより、ロータリーは青
13 少年交換組織の透明性を高め、世界中のロータリアンを通じて支援を拡大することがで
14 きる。

財務上の影響

- 15 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。ロ
16 ータリー章典の第 41.060.6 項(地区青少年交換の財務)は、地区青少年交換委員会お
17 よび地区財務長が半年に一度、青少年交換に関する財務報告書を作成し、地区ガバ
18 ナーに提出するものとするとして定めている。
19
20 また、事務総長が定めている現在の認定および再認定の要件に財務報告に関する規
21 定が含まれている。この要件では、認定状況を取得するために、そのような財務報告書
22 を地区が提出することが求められており、報告書の提出はいつでも要求できる。

決議案 20R-11

ロータリーにおけるローターアクトの地位を見直すことを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: Aarau ロータリークラブ(第 1980 地区、スイス)
Winterthur ロータリークラブ(第 2000 地区、リヒテンシュタインおよびスイス)

承認者: 第 1980 地区クラブ投票(2020 年 5 月 30 日～6 月 22 日)
第 2000 地区クラブ投票(2020 年 6 月 5～20 日)

- 1 制定案 19-72 が採択されたことにより、ロータリーは、ロータリークラブとローターアクトク
2 ラブ両方から成る組織として定義されることが決定された。
3
- 4 ローターアクトの新しい地位と関連して多くの詳細が変更されたが、そのほかの点につ
5 いてはさまざまな解釈の余地がある。例えば以下のような点である。
- 6 ● 決議審議会と規定審議会がローターアクトクラブを代表する妥当な手段
 - 7 ● RI 理事会と規定審議会の、それぞれの責務における妥当な修正。例として、ロ
8 ータークラブの年会費は規定審議会で決定されるが、ローターアクトの年会費
9 は RI 理事会によって決定される。
- 10
- 11 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ローターアクトの既存の
12 規則や規定の評価、必要とされる変更の概要、およびそれらを実施するために必要な
13 時間的枠組みを提示することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 14 ローターアクトの地位の明確化は、ロータリークラブとの協力を促進する。ロータリーのさ
15 まざまな統括機関においてローターアクトが適切に代表されることにより、世代間のギャ
16 ップが減り、ロータリーは将来により良く備えることができると思われる。

財務上の影響

- 17 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 20R-12

RI 理事会の権限がクラブ、ローターアクトクラブ、地区の権限と不公平にかけ離れないよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 2580 地区(日本)

承認者： 第 2580 地区クラブ投票(2020 年 6 月 9 日)

1 RI の目的は、

2 a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ、ロータ
3 ーアクトクラブ、RI 地区を支援すること。

4 b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。

5 c) RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。(国際ロータリー定款第 3 条)

6 および、RI の業務ならびに資金は理事会の指示と管理のもとにある(国際ロータリー定款
7 第 6 条第 2 節)。

8

9 RI の目的は、あくまでクラブ等の支援、ロータリーの推奨等であるので、それを指示管理
10 する理事会の権限が、クラブ等に比べて、不公平に強すぎるということは、支援をする補助
11 者の立場のものが、活動の主体者よりも強い権限を有することであり、主従逆転となり、本
12 末転倒である。

13

14 しかるに現状を見てみると、例えば、規定審議会への議案の提出条件をみてみると、クラ
15 ブ等は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年の 12 月 31 日までに RI 事務総長
16 に提出しなければならない。春に実施される規定審議会の制定案の締切日は、審議会の
17 実に 1 年数か月前に締め切られる。制定案の修正についても、審議直前の修正手続きが
18 あるものの、RI 理事会のように現場にスタッフがいたる体制ならば対応が可能であるが、代
19 表議員のみの参加であるクラブ等の提案では実質的に直前の修正を行うことは著しく困難
20 であり、1 年数か月前の締め切り後に僅かな修正を行うことさえままならない。

21

22 これに対し、RI 理事会提案は、2016 年の人頭分担金の増額提案に見られたように、審議
23 直前に提案内容を変更し、一気に金額の増額をする等、クラブ等提案に比べ、著しく不公
24 平なものとなっている。

25

26 2019 年規定審議会では、前日に否決された提案を翌日再審議し、これを可決させるという
27 異例の事態も起きており、クラブ等と RI 理事会の権限に著しい権限の差が認められる。

28

29 世界組織である RI の運営において、クラブ等と理事会の取り扱いに、運営に必要な多少
30 の差が設けられることは認容できる。しかし、上記審議会の例にみられるような著しく不公
31 平な差は認められるものではない。

- 1 よって、RI 理事会の権限がクラブ、ローターアクトクラブ、RI 地区の権限と不公平にかけ離
- 2 れないよう RI 理事会に要請する。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 3 公平な取扱いは、ロータリアン、ローターアクター、その集まりたるクラブ、RI 地区に自
- 4 覚と意欲を与え、奉仕の理念の奨励し、これを育み、実践するというロータリーの目的が
- 5 より一層進められる。

財務上の影響

- 6 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 20R-13

ロータリーのウェブサイトや電子メール技術を視覚障害者やその他の障害者にとってより使いやすくし、その技術をクラブに普及させることを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: Eckington & District ロータリークラブ (第 1220 地区、スコットランド)
承認者: 第 1220 地区立法案検討会 (英国、Derbyshire、Matlock) にて承認
(2020 年 6 月 10 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、以下を検討するものとする。
- 2
- 3 1. ロータリーのウェブサイトと電子メールコミュニケーションを、視覚障害者やその
- 4 他の障害者にとってより使いやすいものとするよう改善する。
- 5 2. こうした取り組みを支援する技術に投資し、容易に利用可能になるまで開発を
- 6 行うことができる企業 (例: マイクロソフト社) と協力する。
- 7 3. これらの技術をすべてのクラブに拡大することで、組織全体の公平性と多様性
- 8 のレベルを向上させる。

(本文終わり)

財務上の影響

- 9 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 10 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
- 11 の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 20R-14

地区レベルの職業関連の委員会を再導入することを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: Aarau ロータリークラブ(第 1980 地区、スイス)
Winterthur ロータリークラブ(第 2000 地区、リヒテンシュタインおよびスイス)

承認者: 第 1980 地区クラブ投票(2020 年 5 月 30 日～6 月 22 日)
第 2000 地区クラブ投票(2020 年 6 月 5～20 日)

- 1 ロータリーとは定義上、奉仕の理念のもとに団結した事業者と専門職従事者の団体である。
2
3
4 標準ロータリークラブ定款第 6 条に、職業奉仕は奉仕の第二部門とある。
5
6 職業分類システムの改革は、クラブ内の会員の多様性を目標に、職業分野における専門知識の重要性を低下させてはおらず、むしろ高めてきた。
7
8
9 RI 理事会は 2018 年 10 月、職業奉仕委員会が地区レベルで必須ではなくなるという決定を行った。
10
11
12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、必須または任意のいずれかの職業関連の委員会を地区レベルで再導入することで、この食い違いを正すことを検討するものとする。
13
14

(本文終わり)

趣旨および効果

- 15 奉仕部門の実施においてクラブを効果的に支援するために、地区組織に職業関連の
16 委員会を設置すべきである。地区委員会は、クラブリーダーのための研修を組織し、職
17 業奉仕の活動を支援し、経済的に困難な状況においてクラブの枠組みを超えた活動を
18 調整することができる。さらに、若いプロフェッショナルのための職業奉仕の行事は、ロ
19 ーターアクターやその他の入会候補者をロータリー入会へと導く。

財務上の影響

- 20 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
21 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援

- 1 の範囲と内容に左右されると思われる。地区は現在、職業奉仕に焦点を当てた委員会
- 2 を含め、地区構成にふさわしいと考える追加の委員会を任意で設置することができる。

決議案 20R-15

地域リーダー候補を推薦する委員会の設立を検討するようRI理事会に要請する件

提案者: 第 9370 地区(レソトおよび南アフリカ)
承認者: 第 9370 地区立法案検討会(南アフリカ、Cape Town)
(2020年2月15日)

- 1 ロータリー章典では、地域リーダー候補者の推薦は、現、直前、次期理事および管理委員、ならびに在任中の地域リーダーから受けるとされている。
2
3
4 地区リーダーは地域リーダーの推薦について発言権を持たない。
5
6 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ゾーンまたはゾーンの一部内の地区の現ガバナーおよび直前ガバナーにより構成される委員会の設立を検討するものとする。この委員会の職務は、今後選出される地域リーダーの役職について
7
8 当該地区内で周知を図り、委員会がその役職に必要な資格を満たすとみなした候補者を優先順位別に記したリストを理事に提供することであるものとする。理事は、これらの
9
10 推薦をほかの推薦と合わせて検討するものとする。すべての推薦を考慮した上で、最終
11
12 決定権は当該ゾーンの理事にある。

(本文終わり)

趣旨と効果

- 13 近年、地域リーダーの任命と再任における透明性がほとんどなく、選ばれたごく数人の
14 間で役職を入れ替えているような状態である。
15
16 リーダーの選出における透明性は、会員基盤の成長にとって基本的なものである。
17
18 このような透明性はクラブと地区のレベルで存在するが、悲しいことに地域およびゾーンの
19 レベルでは欠如している。これは主に、地理的に広大な地域にわたるコミュニケーションの実際的な問題によるものである。しかし、新型コロナウイルスの世界的流行によっ
20
21 てオンライン会合の技術が飛躍的に向上したため、現在、ゾーンや地域レベルのリーダーは、基本的にコストをかけずに、非常に簡単に地区リーダーと連絡を取ることができ
22
23 る。
- 24 これまでのところ、地区は地域リーダーシップの役職に適任な候補者の選出について
25 発言権がない。このため、多くの資格を有したロータリアンが、地区レベル以上のロータ
26 リーの運営について将来の可能性も発言権もないと感じている。多くのパストガバナー

- 1 が検討対象になることを望んでいないが、より上位の役職の候補者として検討に値する
- 2 資格と熱意を自身もっていると感じているパストガバナーもいる。

財務上の影響

- 3 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 4 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
- 5 の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 20R-16

事務総長の任期が 10 年を超えないよう制限する立法案の提出を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 2840 地区(日本)

承認者： 第 2840 地区クラブ投票(2020 年 5 月 7 日)

1 RI 細則第 6.040.節(事務総長の選挙と任期)には、理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は 5 年を超えず、事務総長を再選することができる。とある。

3

4 現行の規定では、事務総長は他のどの RI 役員よりも長い任期を経ることができる(RI 会長 5 1 年、RI 理事 2 年、ロータリー財団管理委員 4 年)。再選を繰り返せば、10 年以上の通算 6 在職期間も可能となる。

7

8 RI 役員の任期が、どの役職も比較的短い期間で設定されているのは、リーダーシップの継 9 続性を保ちながらも、絶えず、有能で意欲のある若いリーダーを登用することで、組織ガバ 10 ナンスの健全性を維持し、時代や社会の変化への対応力・適応力を高めるためである。事 11 務総長の任期もこの観点から見直す必要がある。

12

13 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、事務総長の通算在職期 14 間を 10 年を超えることのないよう、次回の規定審議会に立法案を提出することを検討する 15 ものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

16 世界的ネットワークである RI の本部として機能している事務局には、特に組織ガバナン 17 スの健全性を保つことが強く求められる。ロータリー組織の長期的・固定的なリーダーに 18 よる権力集中は、100 年以上の歴史の中で育ててきたロータリーの対等・平等で次世代 19 リーダー育成を奨励する組織文化に相応しくない。

財務上の影響

20 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する 21 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援 22 の範囲と内容に左右されると思われる。RI 理事会が事務総長の雇用手続きを援助する

- 1 幹部の人材あつせん業者を利用するとしたら、現在の市場価格で 100,000～150,000 万
- 2 米ドルの費用がかかると思われる。

決議案 20R-25

プラスチックのごみと残留物の防止と除去のための方策を含めることを検討するよう管理委員会に要請する件

提案者: Aarau ロータリークラブ (第 1980 地区、スイス)
Arlesheim ロータリークラブ (第 1980 地区、スイス)
承認者: 第 1980 地区クラブ投票 (2020 年 5 月 30 日～6 月 22 日)

- 1 一般的に、特に川や海におけるプラスチックやマイクロプラスチックによる環境汚染は、
2 生命の基本的基盤に対する深刻な脅威となっている。
3
4 多くのロータリアンは、この進展に大きな関心を持って取り組んでおり、この分野やほか
5 の分野で環境保護のための対策を講じることに熱心である。
6
7 生命の基盤が損なわれていない場合にはじめて、人道的支援が長期的に有効となり得
8 るという認識が高まっている。
9
10 環境の持続可能性は新たな重点分野と考えられている。
11
12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、プラスチックごみや特に
13 水や海の中のマイクロプラスチックなどの残留物の防止と除去のための措置を、ロータリ
14 ー財団が支援する活動のリストに含めるよう、財団管理委員会に要請することを検討す
15 るものとする。
16
17 RI が支援する活動の例として、以下のようなものがある：
18 • 環境に配慮したプラスチックの取り扱いに関する研修
19 • 廃棄物管理とリサイクル基盤の整備
20 • 最も深刻な影響を受けた地域、特に海岸の清掃
21 • 貴重な資材としてプラスチックをリサイクルするための活動

(本文終わり)

趣旨および効果

- 22 ロータリアンとローターアクターのこれまでの活動は、既に環境に良い影響を与えてお
23 り、これらの人びとは模範となる。また、持続可能な未来に力を入れる若者は、ロータリ
24 ーを理想的な組織と考えるようになる。

財務上の影響

- 1 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 2
- 3 事務総長は、財団の新たな重点分野として環境の保全を追加するためのパラメーター
- 4 を立案中であり、2021年7月から実施することが計画されている。プラスチック廃棄物
- 5 の除去は、この重点分野で提案されている一般的な方針のパラメーターに含まれてい
- 6 る。

決議案 20R-31

地区が国際財団活動資金の上乗せ資金が使用されない奨学金を授与する際、地区独自の奨学金基準の使用を認めることを検討するよう管理委員会に要請する件

提案者: 第 7570 地区(米国)

承認者: 第 7570 地区クラブ投票(2020年6月14～22日)

1 寄付者は、奨学金として地区が利用できる収益をもたらすロータリー財団恒久基金に寄
2 付する一方で、地区は恒久基金への寄付を個人やクラブに奨励する。

3

4 ロータリー財団は、恒久基金に出資・保有し、そのために管理運営費と投資手数料を得
5 ている。

6

7 2020年7月1日現在、グローバル補助金奨学金の資金として使用される収益には、同奨
8 学金への現金寄付と同様に、国際財団活動資金(WF)の上乗せが行われない。

9

10 ロータリー財団から受領する唯一の資金は、恒久基金から生じる収益である。恒久基金
11 の収益から生じる奨学金は、寄付者の希望に沿い、かつ重点分野を指針として活用
12 し、地区が決定する通りに運営されるべきである。

13

14 ロータリー財団は現在、地区が奨学金を授与する際は、グローバル補助金奨学金の授
15 与と受諾の条件に従うことを地区に義務付けている。

16

17 ロータリー財団は、基本的な財務上の監督を除き、奨学金運営の支援を一切提供して
18 いない。にもかかわらず、グローバル補助金の要件を満たしていないグローバル補助金
19 奨学金の申請を却下することができる。

20

21 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際財団活動資金の
22 上乗せ資金を使用しない奨学金を授与する際は、グローバル補助金の手続きとは独立
23 し、かつ6つの重点分野を指針として、地区独自の奨学金基準を使用することを認める
24 ことを検討するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

25 第 7570 地区とその他の地区は、ロータリー財団による恒久基金の投資と保護に感謝し
26 ている。しかし、地区は奨学金のために独自に資金を集め、ロータリー財団からは一切
27 資金が提供されないため、地区が6つの重点分野を順守する限り、独自の奨学金の管

- 1 理と承認が認められるべきである。これにより、地区の手続きが簡素化され、ロータリー
- 2 財団による監督の負担がなくなると思われる。また、財団は、国際財団活動資金からの
- 3 資金を受け取る奨学金を重点的に管理できるようになると思われる。

財務上の影響

- 4 本決議案により、ロータリー財団に財務上の影響を与えられ、現時点では
- 5 その額を特定することはできない。かかる費用は、地区がグローバル補助金の手続きか
- 6 ら独立して独自の奨学金基準を使用できるよう、管理委員会が提供する支援の範囲と
- 7 内容に左右されると思われる。
- 8
- 9 財務、補助金、フィランソロピー、コミュニケーションを含む財団運営の複数部門に大き
- 10 な影響を与えることになると思われる。さらに、地区が地元の法律に従って収益を管理
- 11 していることを確認するための監査を行うために、地元の弁護士や会計士の起用が必
- 12 要になる場合がある。

立法案反対表明書式

この書式は、採択された制定案への反対を表明するために使用するものです。書式の提出締切日は 2020 年 12 月 23 日です。

- 1) **反対する案件:** 私は、2020 年決議審議会での決定を受け、当クラブが通常例会において案件 20E-01 への反対票を記録することに同意したことを、ここに証明します。
- 2) **クラブが有する票数:** 各クラブは、少なくとも 1 票を投じる資格があります。会員数が 25 名を超えるクラブは、追加の 25 名ごとに 1 票、端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で票を有し、下記の通りとなります:

<u>クラブの会員数</u>	<u>票数</u>
1～37	1
38～62	2
63～87	3
88～112	4
...と続く	

私はここに、2020 年 1 月 1 日時点の当クラブの会員数(名誉会員を除く)により、下記の票数を投じる資格があることを証明します:

ロータリー
クラブ名:

地区番号:

票数:

会長の署名:

2020 年 12 月 23 日までに下記までご返信ください:

Council_Services@rotary.org

(上記の期日を過ぎて受理された書式は集計に含まれません。)